

介護保険・福祉関連の税の控除について

平成30年4月現在

介護保険の保険料やサービスを利用した時の自己負担分は、所得税や市・道民税の申告をする際の所得控除の対象となる場合があります。

介護保険料について

前年の1月から12月までの間にお支払いいただいた介護保険料が、その年の「社会保険料控除」の対象になります。

- 申請できるのは、実際に保険料を納めた方（特別徴収「年金天引き」の方はご本人のみ）です。
- 必要なもの
 - ・年金保険者から発行される源泉徴収票
 - ・介護保険料納入通知書（領収書）
 - ・市介護高齢課で発行する納付証明（介護保険料納付確認書）

介護サービス利用料について

病院での自己負担などと同じく、「医療費控除」として課税所得から控除できます。

- 申告できるのは、生計を一にする親族などが利用した「介護サービス利用料」の分です。
- 控除対象となるのは、全利用料のうち保険該当分の自己負担額です。私費負担費用（病衣や個室使用料など）は対象外となります。
- サービスを利用したときの自己負担額は、サービスの種類などにより、一部または全部が医療費控除の対象になる場合があります。

（右表参照）

◎高額介護（医療合算）サービス費で支給される分や、保険金などで補てんされた分は控除対象額から差し引かれます。

- 必要なもの
 - ・サービス事業者からの領収書や支払証明書など（控除対象額の記載されたもの）
- ★医療費控除の申告に関する詳細は、**税務課市税係（市役所1階12番窓口）**までお問い合わせください。

サービスの種類	医療控除の対象
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	自己負担額の1/2
介護老人保健施設	自己負担額の全額
介護医療院	
介護療養型医療施設（病院の介護病棟）	
訪問看護	自己負担額の全額
訪問リハビリテーション	
居宅療養管理指導	
通所リハビリテーション	
短期入所療養介護	上記医療系サービスと併せて利用した場合は自己負担額の全額 併せて利用していない場合は対象外※
訪問介護（生活援助中心型を除く）	
訪問入浴介護	
通所介護	
短期入所生活介護	
夜間対応型訪問介護	
認知症対応型通所介護	対象外※
小規模多機能型居宅介護	
訪問介護（生活援助中心型）	
特定施設入居者生活介護	対象外※
認知症対応型共同生活介護	

※ ただし、居宅サービスの一部として、一定の研修を受けた介護福祉士及び介護職員による喀痰（かたん）の吸引や経管栄養が行われている場合は、居宅サービスに係る自己負担額の1/10が医療費控除の対象となります。

障害者控除について

各種障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定（要支援1・2は除く）を受けており、「障害者手帳を持つ方と同程度の障がいがある」と市長が認定した方には、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

この認定書を所得税や市・道民税の確定申告の際に提出することにより、障害者控除を受けることができます。下記のすべての要件に該当する方は、**介護高齢課高齢者支援係（市役所別館〔旧消防庁舎〕）**で手続きをしてください。

要件	1	申告の対象となる年の12月31日現在、65歳以上で要介護1～5に認定されていること。
	2	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付及び知的障害の認定を受けていないこと。
	3	障害者控除対象者の認定を受けようとする本人またはその方を扶養している親族などに所得税や市・道民税が課税されていること。
手続きに必要なもの		●介護保険被保険者証、印鑑 ●本人に代わり代理の方が申請されるときは、窓口に来られる方の身分が証明できるもの。（運転免許証、健康保険証など）

注1 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付及び知的障害の認定を受けている方は、確定申告の際に手帳を提示することにより控除を受けられます。

（この申請をする必要はありません。）

注2 所得税や市・道民税が非課税の方は、この申請をする必要はありません。

おむつ代にかかる費用の医療費控除について

寝たきりの状態でおむつの使用が必要な場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。

●申告にはおむつ代の領収書のほかに、医師の発行した「証明書（別途文書料がかかります。）」が必要となりますが、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護の認定を受けている方は、主治医意見書の内容を確認した「おむつ代医療費控除証明確認書」でこれに代えることができます。

★おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、この証明が必要な方は、**介護高齢課介護保険係（市役所別館〔旧消防庁舎〕）**まで事前にお問い合わせください。

また、おむつ代の医療費控除を受けるのが初めての方は、**税務課市税係（市役所1階12番窓口）**までお問い合わせください。

《問い合わせ》

芦別市役所

電話 0124-22-2111